

事 務 連 絡

令 和 2 年 7 月 28 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

各 都道府県 危機管理部局 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策  
推進本部（医政局長・健康局長）  
防衛省統合幕僚監部総括官

新型コロナウイルス感染症対策に係る自衛隊への災害派遣等による  
支援要請を行う場合の調整要領について

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制については、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日事務連絡）をお示しし、再び感染が大きく拡大する局面も見据えた医療提供体制の再構築をお願いしているところですが、ひとたび大規模な集団感染等が発生した場合、都道府県、保健所設置市又は特別区は、関係者と連携し、濃厚接触者の検査、入院調整等の様々な対策を迅速に行うことが求められます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、地方自治体や医療機関による対応では困難な場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定により、これまで約30都道府県において自衛隊の部隊等による災害派遣等が実施されてきたところです。このような現状等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る緊急時の対策における自衛隊への災害派遣等による支援要請を行う場合の調整要領について、下記の事項をお知らせします（概要は別添資料1参照）。

## 記

### 1. 災害派遣の法令上の枠組み等

#### (1) 自衛隊の災害派遣の根拠規定

自衛隊法では、都道府県知事等は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の部隊等（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関）の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができることとされています（同法第83条第1項）。

#### (2) 自衛隊の災害派遣の基本的な考え方

自衛隊の災害派遣は、災害に際して人命又は財産の保護のために必要がある場合に、都道府県知事等の要請に基づき、事態やむを得ない場合には自衛隊の部隊等を救援のため派遣することとなります。この「事態やむを得ない」とは①緊急性（状況からみて差し迫った必要があること）、②公共性（公共の秩序を維持する観点において妥当性があること）、③非代替性（自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がないこと）の観点を総合的に勘案して判断されるものであり、自衛隊の災害派遣は緊急的・一時的な支援となります。

### 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る災害派遣等の支援要請を行う場合の調整要領について

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る災害派遣等の支援要請を行う場合の調整要領

新型コロナウイルス感染症に係る緊急時の対応については、都道府県知事が人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には災害派遣要請を行うことが可能であり、これまでも約30都道府県において災害派遣等が行われております。その多くは自治体職員等に対する感染防護教育の支援であり、その他にもPCR検査のために必要な検体採取の支援、CT車の派遣等による医療支援などの感染防止対策が実施されてきたところです（別添資料2参照）。

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害派遣要請についても、他の自然災害と同様に、自衛隊法をはじめとする法令上の手続きに従って要請を行っていただくこととなります。

なお、感染防護に関する講演等の教育については、災害派遣の枠組みによらず、自治体から自衛隊の部隊等に講演等の教育を依頼することで実施できる場合があります。

## (2) 衛生主管部局と都道府県の危機管理部局の連携した対応と早めの相談

感染症に関する事案については関係する都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部局（以下「都道府県等衛生主管部局」という。）が中心となって対応することとなりますが、都道府県等衛生主管部局におかれては、自衛隊の部隊等と日常的な関係を構築している都道府県の危機管理部局と密接に連携を図って下さいませようお願いします。また、自衛隊法の規定により、災害派遣要請の主体は都道府県知事となっているため、保健所設置市又は特別区が災害派遣要請を必要と判断した場合は、速やかに都道府県知事に対して当該災害派遣要請を求める必要があります。

さらに、感染症の拡大等への対応が困難となると見込まれる場合には、具体的な要請内容が固まらない段階であっても、それぞれの自治体が所在する地域を担当する自衛隊の部隊等において災害派遣要請に係る相談を受けることができます。相談の過程で災害派遣要請の内容の具体化を図ることも可能なため、まずは、災害派遣要請に先立ち、都道府県等衛生主管部局と危機管理部局との緊密な連携の下で早めに自衛隊に相談されるよう、よろしく願いいたします。

また、感染防護に関する講演等の教育依頼についても、都道府県等衛生主管部局におかれては、都道府県の危機管理部局を通じて自衛隊の部隊等と相談されるよう、よろしく願いいたします。

### (本事務連絡に関するお問い合わせ先)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

地域支援班 安藤

電話番号 03-5253-1111（内線 8314）

電子メール：[corona-iryuu@mhlw.go.jp](mailto:corona-iryuu@mhlw.go.jp)

防衛省統合幕僚監部参事官付 上野、三宮

電話番号 03-3268-3111（内線 30950、30951）

電子メール：[uenokaz@js.mod.go.jp](mailto:uenokaz@js.mod.go.jp) [sannomiyakei@js.mod.go.jp](mailto:sannomiyakei@js.mod.go.jp)

(参考)

◎自衛隊法（昭和29年法律第165号）

（災害派遣）

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 （略）

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

5 （略）

◎自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）

（治安出動の要請手続）

第百四条 （略）

2 前項の出動の要請は、文書をもつてするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、事後においてすみやかに、文書を提出するものとする。

4 （略）

（災害派遣を要請することができる者）

第百五条 法第八十三条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 海上保安庁長官
- 二 管区海上保安本部長
- 三 空港事務所長

(災害派遣の要請手続)

第百六条 法第八十三条第一項の規定により都道府県知事及び前条各号に掲げる者が部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。第百四条第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。

- 一 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 二 派遣を希望する期間
- 三 派遣を希望する区域及び活動内容
- 四 その他参考となるべき事項

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る自衛隊への災害派遣等による 支援要請を行う場合の調整要領について

(令和2年7月28日付厚労省・防衛省から都道府県等宛の事務連絡の概要)

別添資料1

## 趣旨

- 大規模な集団感染等が発生した場合、都道府県は、関係者と連携し、濃厚接触者の検査、入院調整等の様々な対策を迅速に行うことが必要。その際に、都道府県知事が自衛隊の部隊等に災害派遣要請等を行う場合の調整要領をとりまとめたもの。

## 1. 災害派遣の法令上の枠組み・基本的な考え方

- 都道府県知事は、天災地変その他の災害に際して、人命・財産の保護のため必要があると認める場合、自衛隊の部隊の派遣を防衛大臣等に要請することができる。
- 自衛隊の災害派遣は、人命又は財産の保護のために必要がある場合に、事態やむを得ない場合(※)に派遣される緊急的・一時的な支援である。
  - (※)「事態やむを得ない場合」については下記の観点を総合的に勘案して判断
    - ①緊急性:差し迫った必要性があること
    - ②公共性:公共の秩序を維持する観点から妥当性があること
    - ③非代替性:自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がないこと

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る災害派遣等の支援要請を行う場合の調整要領

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る災害派遣要請についても、他の自然災害と同様、自衛隊法をはじめとする法令上の手続きに従って要請を行っていただくこととなる。
  - ・ これまでも約30都道府県において災害派遣等を実施。(多くは自治体職員等に対する感染防護教育の支援。その他PCR検査の検体採取の支援、CT車の派遣等による医療支援などの感染防止対策が実施されてきた)
- 災害派遣要請等を行う際は、関係する都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部局と、自衛隊の部隊等と日常的な関係を構築している危機管理部局とで密接に連携を図っていただき、具体的な要請が固まらない段階であっても、早めに自衛隊に相談されるようお願いする。

都道府県名	活動期間	活動内容	活動の概要
全般			自衛隊は、都道府県知事等からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症の市中感染拡大防止のため、31都道府県において災害派遣等を実施
北海道	4月17日(金)～24日(金) 4月24日(金) 4月29日(水) 5月8日(金) 6月5日(金)	宿泊施設における生活支援、教育支援 患者空輸 教育支援 教育支援 教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>第11旅団等の隊員延べ約10名により、道職員等約50名に対して教育支援を実施</li> <li>4月20日から、第11旅団の隊員延べ約50名が民間宿泊施設において陽性患者(無症状・軽症)に対する生活支援を実施</li> <li>北部方面航空隊のUH-1が利尻空港から稚内空港までの間、新型コロナウイルス感染患者1名を空輸</li> <li>第11旅団の隊員5名により、札幌市職員約40名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> <li>第11旅団の隊員4名により、北海道職員、札幌市職員及び医療関係者の合計約30名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> <li>第9師団等の隊員10名により、県職員及び医療関係者約20名に対し感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
岩手県	4月4日(土)～6日(月) 4月13日(月)～15日(水)	検体採取支援 検体採取支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊仙台病院内の医官及び看護官等延べ約70名により、仙台市で検体採取支援を実施</li> <li>自衛隊仙台病院内の医官及び看護官等延べ約70名により、仙台市で検体採取支援を実施</li> </ul>
宮城県	4月20日(月)～5月1日(金)	検体採取に係る天幕の展開及び維持管理支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月20日から、第6師団の隊員延べ約50名により、自治体の実施する検体採取に必要な天幕の展開及び維持管理支援を実施</li> </ul>
福島県	4月22日(水)～28日(火)	宿泊施設における生活支援、教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月22日から、第6師団の隊員延べ約70名により、民間宿泊施設において陽性患者(無症状・軽症)に対する生活支援及び県職員約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
茨城県	4月27日(月)～28日(火)	輸送支援及び教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月27日から、第1師団の隊員延べ約10名により、陽性患者(無症状・軽症)の保健所から民間宿泊施設間の輸送及び県職員に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
栃木県	5月2日(土)	教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月2日、第12旅団の隊員約20名により、県職員及び医療従事者約100名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
埼玉県	4月14日(火)～20日(月) 4月29日(水)	宿泊施設における生活支援、教育支援及び輸送支援 教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1師団の隊員延べ約50名により、民間宿泊施設において陽性患者(無症状・軽症)に対する生活支援及び県職員等約40名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> <li>第1師団の隊員5名により、県職員約40名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>

都道府県名	活動期間	活動内容	活動の概要
千葉県	4月14日(火)	教育支援	・第1師団の隊員5名により、県職員約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施
	4月20日(月)～26日(日)	宿泊施設における生活支援及び教育支援	・4月20日から、第1師団の隊員延べ約80名により、民間宿泊施設において陽性患者(無症状・軽症)に対する生活支援及び県職員等約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施
	4月25日(土)	教育支援	・第1師団の隊員4名により、県職員約30名に対して感染防止等についての教育支援を実施
東京都	4月7日(火)～13日(月)	宿泊施設における生活支援	・第1師団の隊員延べ約60名により、東横イン東京駅新大橋前において陽性患者(無症状・軽症)に対する生活支援を実施
	5月13日(水)	教育支援	・東部方面総監部の隊員等約10名により、東京出入国在留管理局職員約30名に対して感染防止等についての教育支援を実施
神奈川県	4月19日(日)～26日(日)	宿泊施設における生活支援、教育支援	・4月19日、第1師団の隊員約10名により、県職員等約30名に対して感染防止等についての教育支援を実施 ・4月20日から、第1師団の隊員延べ約60名により、民間宿泊施設において陽性患者(無症状・軽症)に対する生活支援を実施
	5月14日(木)～15日(金)	教育支援	・第1師団の隊員延べ約10名により、県職員及び民間事業者延べ約40名に対して感染防止等についての教育支援を実施
静岡県	4月17日(金)	教育支援	・第10師団の隊員約10名により、自治体職員約30名に対して感染防止等についての教育支援を実施
	4月24日(金)	教育支援	・第10師団の隊員約10名により、自治体職員約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施
石川県	4月27日(月)～5月3日(日)	輸送支援及び教育支援	・4月27日から、第10師団の隊員延べ約40名により、陽性患者(無症状・軽症)約40名の病院から民間宿泊施設間の輸送を実施。また、第10師団の隊員約10名により、民間輸送事業者等約10名に対して教育支援を実施
	6月17日(水)	教育支援	・第10師団の隊員約20名により、自治体職員及び医療関係者約140名に対して感染防止等についての教育支援を実施
富山県	4月23日(木)～24日(金)	教育支援	・第10師団の隊員延べ約20名により、医療関係者に対して感染防止等についての教育支援を実施
	6月19日(金)	教育支援	・第10師団の隊員約20名により、医療関係者約40名に対して感染防止等についての教育支援を実施
岐阜県	4月16日(木)～18日(土)	教育支援	・第10師団の隊員延べ約30名により、県職員及び民間宿泊施設従業員約20名に対して感染防止等についての教育支援を実施
	5月14日(木)	教育支援	・第10師団の隊員約10名により、県職員等5名に対して感染防止等についての教育支援を実施
	5月20日(水)	教育支援	・第10師団の隊員約10名により、県職員等約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施
	5月22日(金)	教育支援	・第10師団の隊員5名により、県職員約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施
	6月11日(木)	教育支援	・第10師団の隊員5名により、県職員等約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施



都道府県名	活動期間	活動内容	活動の概要
三重県	4月30日(木)	教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>第10師団の隊員約20名により、県職員等約20名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
滋賀県	4月28日(火)～5月3日(日)	教育支援及び輸送支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月28日から、第3師団の隊員延べ5名により、民間事業者等延べ約40名に対して感染防止等についての教育支援を実施するとともに、第3師団の隊員延べ4名により、陽性患者（無症状・軽症）延べ3名の病院から民間宿泊施設間の輸送支援を実施</li> </ul>
	4月8日(水)	教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部方面総監部の隊員等5名により、大阪拘留所職員約20名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
	4月13日(月)	教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部方面総監部の隊員等3名により、府職員及び民間宿泊施設従業員等約50名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
大阪府	4月16日(木)	教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3師団の隊員3名により、府職員及び民間宿泊施設従業員等約70名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
	4月23日(木)	教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3師団の隊員3名により、民間宿泊施設従業員等約60名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
奈良県	4月22日(水)	教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3師団の隊員3名により、県職員約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
岡山県	4月10日(金)	教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>第13旅団の隊員5名により、県職員5名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
兵庫県	4月13日(月)～19日(日)	宿泊施設における生活支援、教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部方面総監部の隊員等3名により、民間宿泊施設従業員等約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> <li>第3師団の隊員延べ約100名により、民間宿泊施設2箇所において陽性患者（無症状・軽症）に対する生活支援を実施</li> </ul>
高知県	4月12日(日)～16日(木)	宿泊施設における生活支援、教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>第14旅団の隊員約10名により、県職員等約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> <li>第14旅団の隊員延べ約40名により、陽性患者（無症状・軽症）に対する生活支援を実施</li> </ul>
香川県	4月21日(火)～24日(金)	教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月21日から、第14旅団の隊員延べ約20名により、県職員等約40名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>

都道府県名	活動期間	活動内容	活動の概要
鳥取県	4月17日(金)	教育支援	・第13旅団の隊員約10名により、市町村職員約30名に対して感染防止等についての教育支援を実施
	6月11日(木)及び12日(金)	教育支援	・第13旅団の隊員約20名により、県職員約40名に対して感染防止等についての教育支援を実施
島根県	5月7日(木)	教育支援	・第13旅団の隊員により、県職員等に対して感染防止等についての教育支援を実施
	4月10日(金)	教育支援	・自衛隊福岡病院の医官及び看護官等約10名により、県職員等約30名に対して感染防止等についての教育支援を実施
福岡県	4月17日(金)	教育支援	・第4師団の隊員4名により、県職員等約50名に対して感染防止等についての教育支援を実施
	4月20日(月)～26日(日)	輸送支援	・4月20日から、第4師団の隊員延べ約10名により、陽性患者(無症状・軽症)の病院から民間宿泊施設間の輸送を実施
	4月30日(木)	教育支援	・感染防止等の観点から県内医療従事者による自衛隊福岡病院の見学を受入
	6月22日(月)及び23日(火)	教育支援	・第8航空団の隊員延べ約10名により、自治体職員延べ約80名に対して感染防止等についての教育支援を実施
佐賀県	4月23日(木)～25日(土)	教育支援	・西部方面隊及び第4師団の隊員延べ約30名により、県職員約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施
	4月3日(金)	患者空輸	・海上自衛隊第22航空群のUH-60Jが長崎県壱岐空港から大村航空基地までの間、新型コロナウイルス感染者1名を空輸
長崎県	4月22日(水)～24日(金)	検体採取支援	・4月22日から、西部方面隊の医官等延べ12名により、クルーズ船員のPCR検査に必要な検体採取の支援を実施
	4月26日(日)～5月10日(日)	船外医療支援	・4月26日から、西部方面隊の医官等延べ約60名により、クルーズ船員延べ約20名に対して船外医療の支援を実施
	5月2日(土)～5月14日(木)		・5月2日から、自衛隊富士病院が保有するCT診療車1両を派遣し、医療スタッフによる診断の支援を実施
大分県	4月24日(金)	教育支援	・自衛隊別府病院の隊員3名により、医療機関に従事する職員約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施
	4月24日(金)	教育支援	・第8師団の隊員約10名により、県職員約40名に対して感染防止等についての教育支援を実施
熊本県	5月26日(火)及び29日(金)	教育支援	・第8師団の隊員約20名により、医療関係者及び県職員約60名に対して感染防止等についての教育支援を実施

都道府県名	活動期間	活動内容	活動の概要
	7月5日(日)	教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8師団の隊員約10名により、県職員等約10名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> </ul>
鹿児島県	7月24日(金)	患者空輸	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上自衛隊第15旅団のCH-47が与論島から奄美大島までの間、新型コロナウイルス感染者10名を空輸</li> </ul>
	7月25日(土)	患者空輸	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上自衛隊第1航空群のUH-60(2機)が、奄美大島から鹿児島空港までの間、新型コロナウイルス感染者4名を空輸</li> </ul>
沖縄県	4月23日(木)~30日(木)	教育支援及び輸送支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月23日から、第15旅団の隊員延べ約40名により、県職員延べ約50名に対して感染防止等についての教育支援を実施</li> <li>4月24日及び25日、第15旅団の隊員延べ約10名により、陽性患者(無症状・軽症)の病院から民間宿泊施設間の輸送支援を実施</li> </ul>